

一般社団法人日本色彩学会 研究会大会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という。）の研究会大会の運営について規定する。

(開催)

- 第2条 毎年度、原則として研究会大会を1回開催する。
- 2 研究会大会の開催時期は原則として秋期（10月～12月頃）とする。
 - 3 研究会大会は年度を冠し「○年度研究会大会」と呼称する。

(実行委員会の組織)

- 第3条 研究会大会を企画運営するため、毎年度、研究会大会実行委員会（以下、実行委員会という。）を組織する。
- 2 実行委員会に委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、事業委員会が起案し、理事会の承認を経た後、会長から委嘱する。
 - 4 実行委員会の委員は委員長が人選するものと、各研究会が人選するものとする。
 - 5 当該年度の研究会大会に参画する研究会は、前項に規定する委員を1名以上推薦するものとする。
 - 6 研究会大会の事務局は、原則として本学会の事務局が担当する。

(行事)

- 第4条 研究会大会では、各研究会が企画するテーマ別の研究発表会（オーガナイズドセッション）、作品発表会、講演会、シンポジウム、講習会、見学会などを実施する。
- 2 前項に加え、実行委員会が必要と認めた場合、実行委員会が企画する講演会、シンポジウム、講習会、見学会、企業展示会、交流会などを実施することができる。
 - 3 研究会大会では、原則として、本学会の会員（非会員との連名を含む）による一般の研究発表・作品発表は募集しない。

(表彰)

第5条 研究会大会では、テーマ別の研究発表会（オーガナイズドセッション）等において、それを企画運営する研究会が独自の表彰制度を実施することができる。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

本規程は、2020年（令和2年）6月6日から施行する。